

国鉄改革完遂！

当たり前の労働運動を  
前進させよう！

JR 東海労に  
結集しよう！

J R  
東海労

静岡

J R 東海労働組合静岡地方本部

〒420-0851

静岡市葵区黒金町 68 番地

TEL 054-284-3608

発行責任者：半場弘恭

2024 年 12 月 24 日 No.13

## 静岡県リニア工事差止訴訟第 16 回口頭弁論に参加

# JR 東海会社の資料隠蔽とデータ操作を指摘！

地本は 12 月 13 日、静岡県リニア工事差止訴訟第 16 回口頭弁論に参加してきました。

今回は、訴訟代理人の柳川侑馬弁護士が意見陳述しました。柳川弁護士は「大井川流域の住民は原告らが生活用水のすべてを大井川の水に（表層水、地下水）に依拠している。上流ダムの貯水率が低下すれば下流域においても同様に取水制限を強いられる。南アルプスの自然を享受する権利がある」とした上で、減水関係について以下のとおり会社側の杜撰な対策を指摘しました。

### <原告の主張>

1. 被告（JR 東海）は「全量戻し」によって樫島よりも下流域の河川流量は維持としているが、有識者会議においては全量戻しにより「大井川の河川流量は減少しない」ということまでは確認されていない。・・・被告が主張する田代ダム案については現在においてもなんらの合意もなく、実効性があるとは考えられない。
2. 被告によるトンネル工事の湧水低下措置が奏功しない。
3. 被告は、資料隠蔽や「全量戻し」の具体的計画が示されず具体的説明にも応じようとししない。
4. 田代側水所付近の年間降水量は、2000～2100 ミリと計算されるが、被告の設定した数値は 4200 ミリで実際のデータの 2 倍もの乖離がある。透水量も恣意的に透水係数を捜査した。
5. 「全量戻しをしなくても大井川の中下流域河川流量は維持される」などという被告の理屈は、水循環の観点からありえない。
6. 長野県側に流出する湧水対策は不十分。

\*次号に続く